

第1章 本市財政の現状

本市は、造船のまちとして発展を続け、昭和40年代から50年代初頭まで急速な人口増加を続けてきましたが、その後は造船不況等のあおりを受け人口の減少が始まり、特に、勤労世帯が多く転出したことなどにより、高齢化率も一気に上昇しました。

その後、火力発電所の誘致により地方交付税の不交付団体になるなど、財政面においては、充実した時代がありました。

昭和の終わり頃から平成のはじめにかけて、土地区画整理事業や下水道・住環境整備事業など、相次ぐ大型公共事業に取り組んでまいりましたが、バブル崩壊後に軒並み企業の収益が落ち込み、これに連動して市税も横ばいから減少傾向をたどり始めました。このため、市の予算の大部分を投資的事業につぎ込んできた影響で、平成16年度時点では、地方債現在高が約180億円（普通会計）となり、財政調整基金残高も減少傾向にあります。

高齢化率

65歳以上の人口の総人口に占める割合を言います。

また、今後は75歳以上の後期高齢人口の割合が増加する傾向にあります。

交付・不交付団体

普通地方交付税の算定時に、基準財政需要額が基準財政収入額を上回っている場合は、普通交付税を受ける交付団体といい、下回っている場合は交付を受けない不交付団体と言います。

投資的

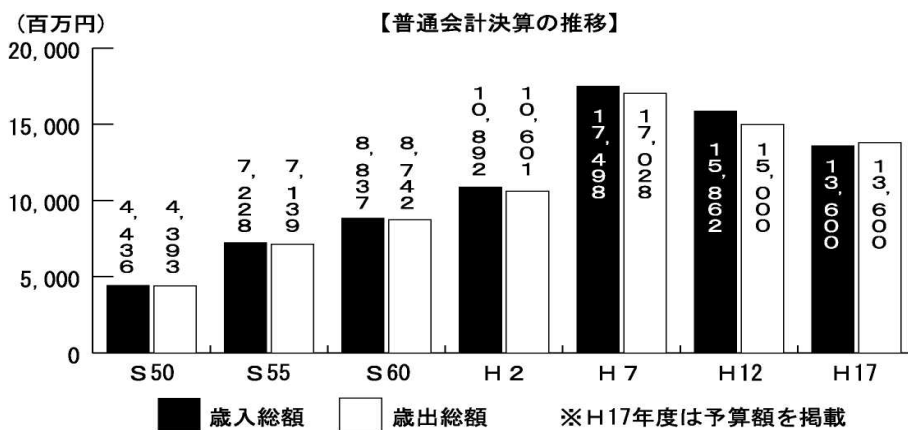
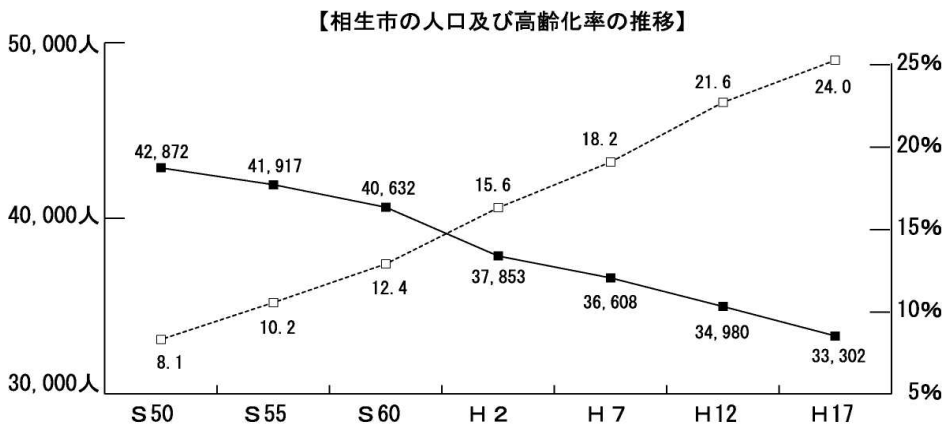
道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備にかかる事業を言います。

地方債現在高

市が借入れてきた地方債（借金）の残高を言います。

財政調整基金

予測できない収入の減や支出の増加に備え、また年度間の財源の不均衡を調整するために、積み立てる基金を言います。（基金は市の貯金にあたるものです。）

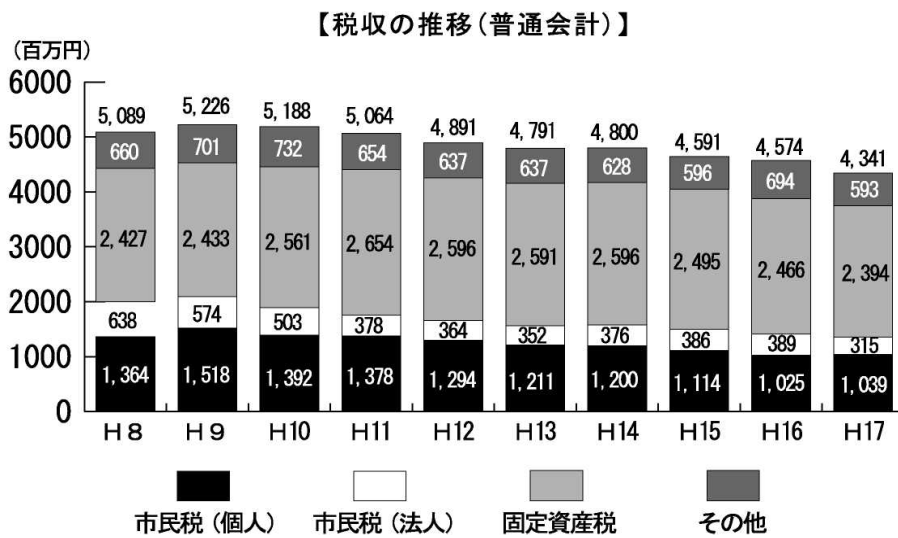


1 歳入

(1) 市税

本市の歳入の約30%を占める市税の10年間推移は、平成9年度を境に徐々に減少してきています。

市税のうち、法人市民税と固定資産税はほぼ横ばいで推移していますが、個人市民税は景気の低迷や人口減少等の影響により減少傾向にあります。



市税

市が課することのできる地方税を総称して言います。

市税の税目としては、普通税目として、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ消費税、特別土地保有税などがあり、目的税目として、都市計画税、国民健康保険税、入湯税などがあります。

市民税

地方公共団体の行政経費を広く多くの市民に負担させ、その負担を通じて、自治行政に参画させることを意図した税であります。

市民税は、前年(法人は前期)の所得に対し課税されるものです。個人に対するものと法人に対するものがあります。

固定資産税

市が土地、家屋、償却資産に対し課する税の事を言います。

固定資産税の標準税率は100分の1.4とされています。

(2) 使用料及び手数料

使用料及び手数料には、道路占用、市営住宅、市民会館・体育館等利用にかかる使用料等や戸籍、住民票交付等にかかる手数料があり、歳入の約3%を占めています。

今後は、収入実績を勘案したうえで、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立ち、関係事務費の動向に即応して見直しを行い、その適正化を図る必要があります。

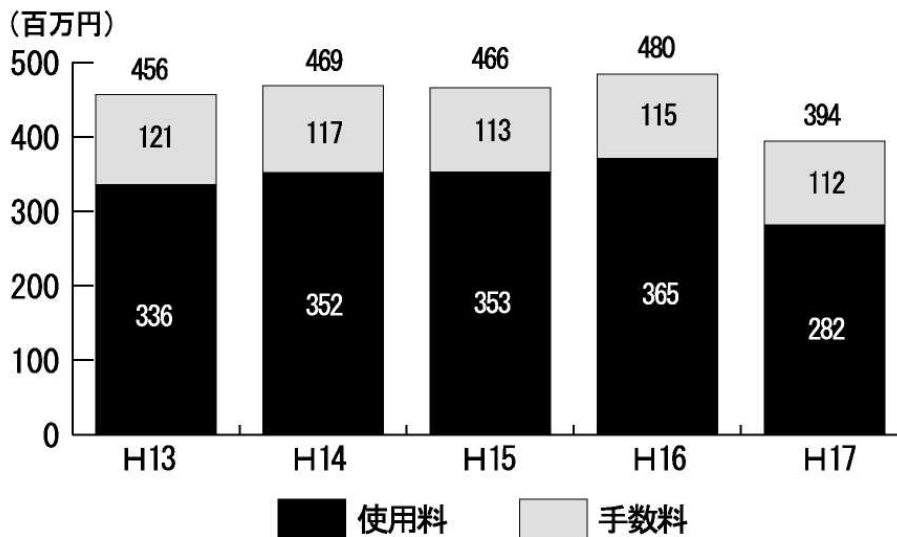
使用料

市が所有し又は管理している施設を利用する時に市に納付するお金を言います。

手数料

市が特定の人のために行う行政サービスの対価として市に納付するお金を言います。

【使用料及び手数料の推移（普通会計）】

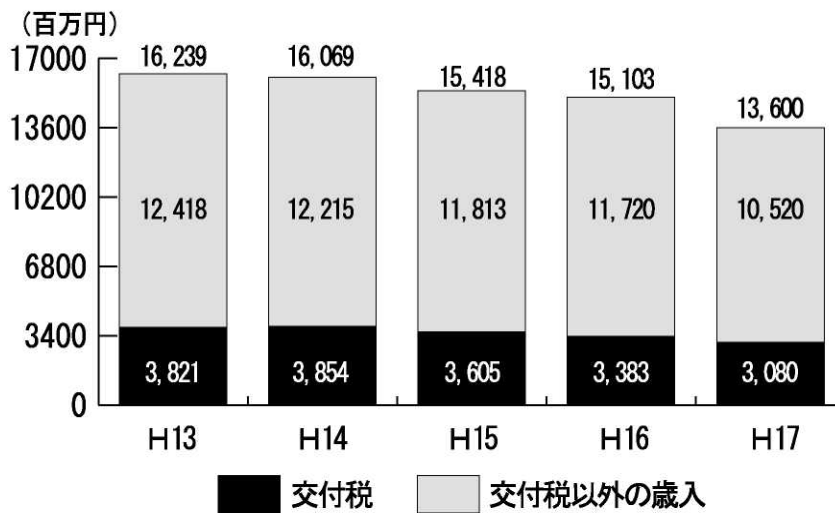


(3) 地方交付税

本市の歳入に占める地方交付税の割合が約 23%と高く、その依存体質からの脱却が求められています。

また、三位一体の改革により、地方交付税総額が抑制され、交付額の減少が見込まれることから、本市の基本的な歳入構造は今後さらに厳しくなることが予測されます。

【歳入総額と地方交付税の推移（普通会計）】



地方交付税

地方公共団体が一定水準の事務を遂行し、財産を一定基準により管理することができるように、そのために必要な経費（基準財政需要額）と標準的な状態において徴収が見込まれる税収額（基準財政収入額）を算定し、収入が経費に不足する場合にその差額を国が交付する税の事を言います。

国税 5 税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合が地方公共団体に交付されるもので、一言で言えば国からの仕送りのようなものです。

(4) 地方債

本市の地方債は、毎年 14～20 億円程度を発行しています。

今後の財政状況を考えますと、投資的事業の抑制などを検討することはもちろんですが、償還見込みや減債基金の状況に留意しつつ、財政健全化の観点からも、地方債発行の限度を設定するなど、適切な公債管理に努めなければなりません。

地方債

地方公共団体が道路・学校等の公共整備に必要な財源の資金調達を行うために、国などから借りる債務を言います。(地方債は市の借金にあたるものです。)

投資的事業

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備にかかる事業を言います。

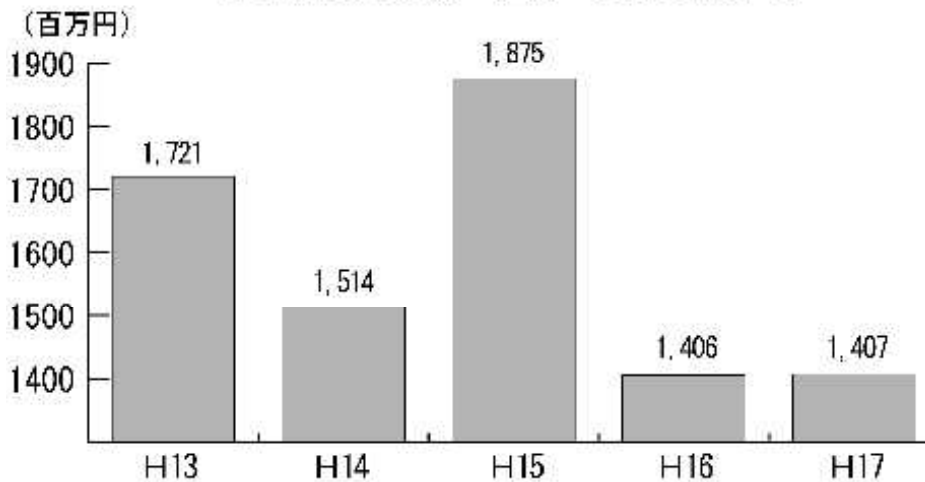
減債基金

歳入の減少があっても関係なく支出しなければならない市の返済金である公債費の支出を計画的に行うために、積み立てた基金を言います。

借換債

財政運営の健全化に資するため、過去に発行した地方債を条件の良い方に借り換えることを言います。

【地方債発行額の推移（普通会計）】



平成 16 年度の借換債発行額を除く

主な地方債事業

平成 13 年度	駅南土地区画整理事業、那波丘の台市街地整備事業 あおば幼稚園整備事業、緑ヶ丘線道路改良事業
平成 14 年度	駅南土地区画整理事業、那波丘の台市街地整備事業 緑ヶ丘線道路改良事業、那波野相生線道路改良事業
平成 15 年度	駅南土地区画整理事業、那波丘の台市街地整備事業 緑ヶ丘線道路改良事業、那波野相生線道路改良事業
平成 16 年度	駅南土地区画整理事業、那波丘の台市街地整備事業 緑ヶ丘線道路改良事業、那波野相生線道路改良事業
平成 17 年度	駅南土地区画整理事業、那波丘の台市街地整備事業 那波野相生線道路改良事業